

「気候保護法（仮称）」の制定を求める意見書

2008年、京都議定書の第一約束期間が始まったが、日本の対策は遅々として進まず、温室効果ガスの排出量は依然として増え続けている。

一方、年々、世界各地で気候変動による悪影響が世界各地で顕著になっており、このままでは将来世代に安全な地球環境を引き継ぐことはできず、私たち自身の生活の安全や経済活動の基盤にも深刻な影響が及びかねない。

昨年7月に開催された北海道洞爺湖サミットでは、長期的に2050年までに温室効果ガスを半減する必要があることが合意された。そのために先進国は、2007年のバリ合意に沿って、今後率先して大幅削減を実現しなければならない。また、気候の安定化に向けて日本が確実に低炭素社会を構築するためには、温室効果ガス削減の中・長期的削減数値目標を設定し、その目標を達成するための施策を包括的、統合的に導入・策定し、実施していく法律が必要である。

具体的には、こうした気候変動問題に日本として責任を持って対応するためには、まずは京都議定書の6%削減目標を守り、2020年には1990年比20%、2050年には1990年比80%といった大幅な排出削減目標を法律で掲げることが必要である。

また、排出削減の実効性を担保するための制度として、炭素税やキャップ&トレード型の排出量取引等の制度を導入することで炭素に価格を付け、脱温暖化の経済社会を構築するとともに、再生可能エネルギーの導入のインセンティブとなるような固定価格買い取り制度などを実現すべきである。

よって、国におかれては、上記の内容を約束する法律を制定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月25日

館林市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

あて